

第15回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 兵庫県地方協議会

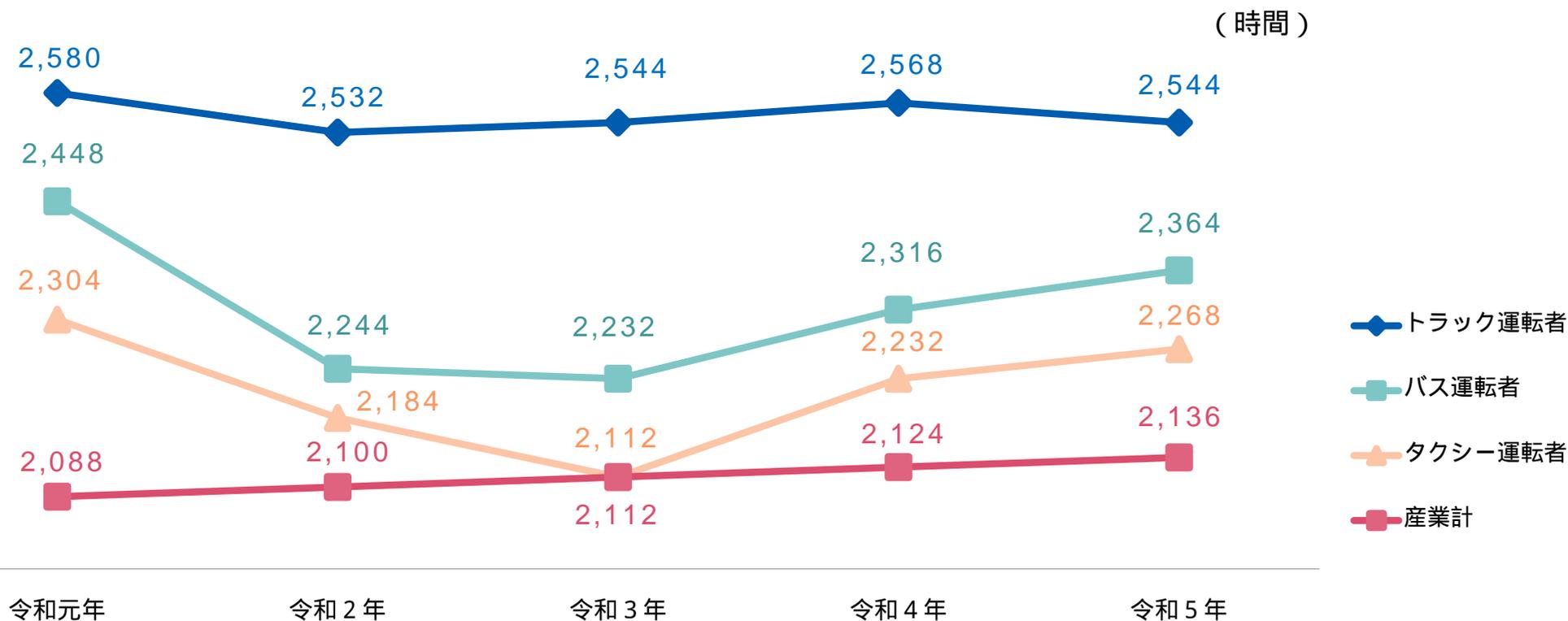
兵庫労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和5年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者()は約408時間、バス運転者は約228時間、タクシー運転者は約132時間多く、長時間労働の実態にある。

自動車運転者の年間の総労働時間数の推移

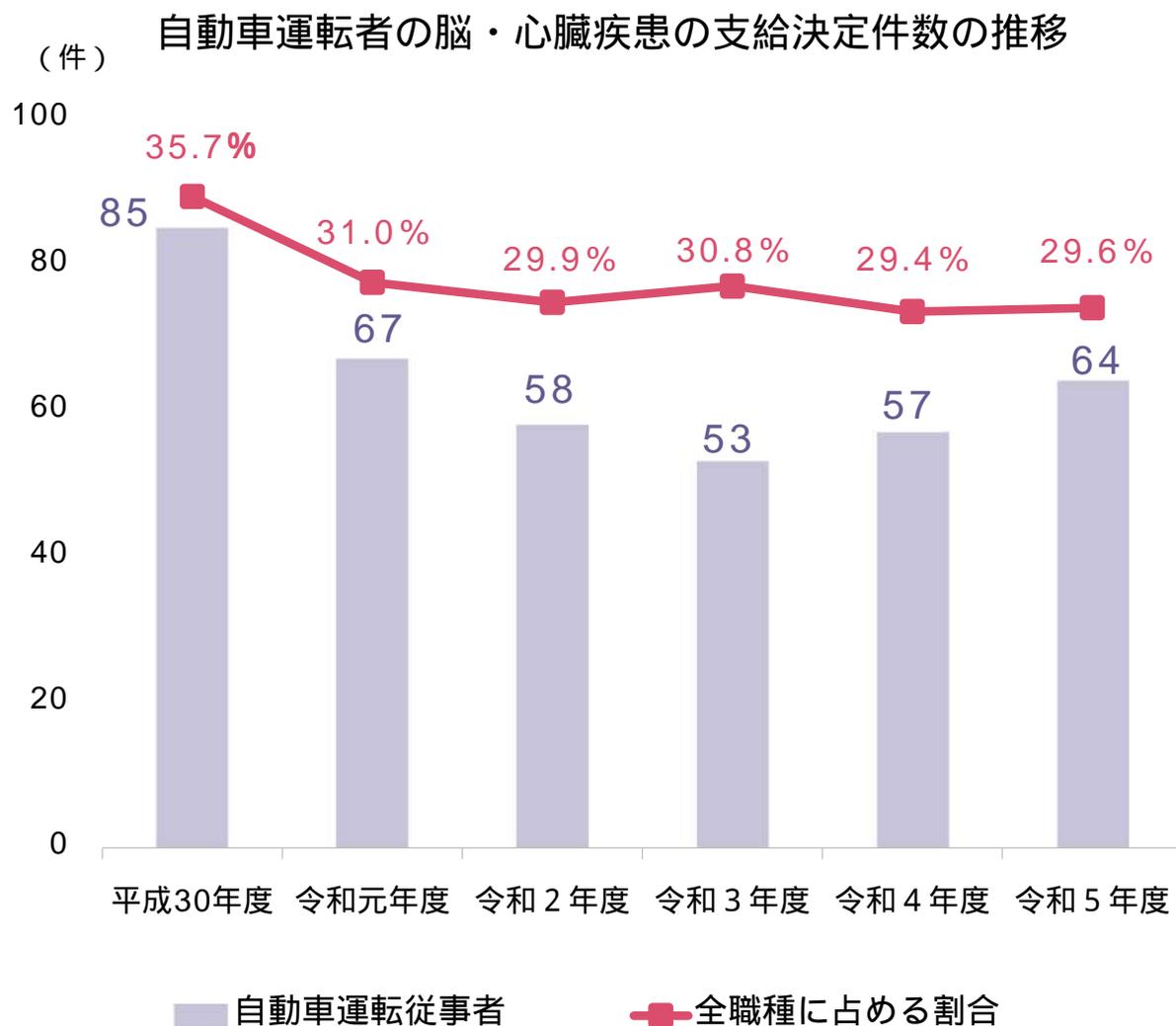


()トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者(中小型トラックを除く。)の労働時間数を表したものの。

出典：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

自動車運転者に係る脳・心臓疾患の支給決定状況

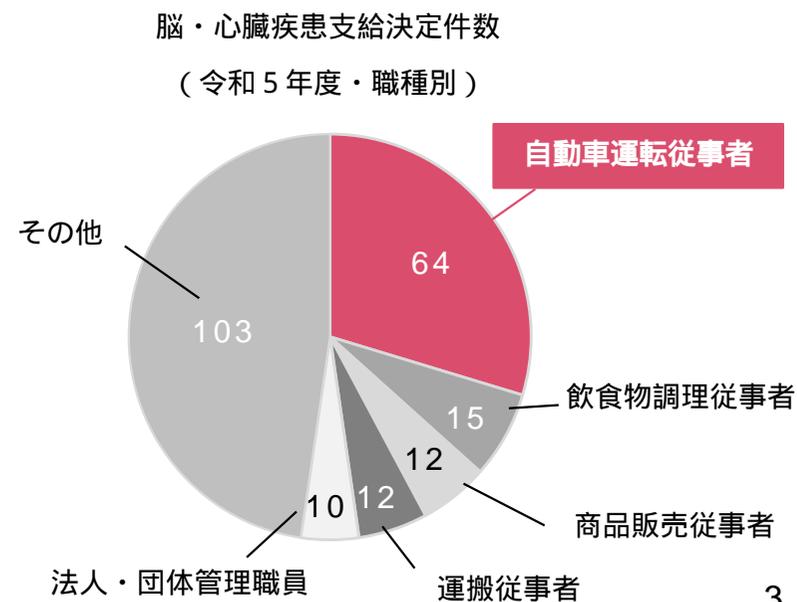
- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和5年度は64件）にあり、全業種（同216件）の約3分の1を占めている。



常用雇用者 5,514万3,895人

- ・道路貨物運送業に従事 161万1,454人 (2.92%)
- ・道路旅客運送業に従事 44万3,169人 (0.8%)

数値は、総務省統計局「経済センサス-活動調査」（令和3年）の調査票情報を独自集計したもの。



自動車運転者の時間外労働の上限規制

R 6 年 3 月 31 日まで

上限なし

大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6 年 4 月 1 日以降

改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

自動車運転者の時間外労働の上限規制

法律による上限

特別条項（例外）

年 960 時間

法律による上限

限度時間（原則）

✓ 月 45 時間
✓ 年 360 時間

法定労働時間

✓ 1 週 40 時間
✓ 1 日 8 時間

時間外労働

1 年間（12 か月）

（参考）一般の業種の時間外労働の上限規制

（原則）

法律による上限
✓ 月 45 時間
✓ 年 360 時間

（例外）

法律による上限
（年 6 か月まで）

✓ 年 720 時間
✓ 複数月平均 80 時間 *
✓ 月 100 時間未満 *

* 休日労働を含む

特別条項

限度時間

法定労働時間

1 年間（12 か月）

トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年の拘束時間

3,516時間以内

原則 :3,300時間以内
例外 (1) :3,400時間以内

1か月の拘束時間

293時間以内
労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可

原則 :284時間以内
例外 (1) :310時間以内 (年6か月まで)

1日の休息期間

継続8時間以上

原則 :継続11時間与えるよう努めることを基本とし、
9時間を下回らない

例外 :
宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 (2)、継続8時間以上 (週2回まで)
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

運転時間

2日平均1日当たり
9時間以内
2週平均1週当たり
44時間以内

2日平均1日当たり 9時間以内
2週平均1週当たり 44時間以内

連続運転時間

4時間以内
運転の中断は、
1回連続10分以上、
合計30分以上

4時間以内
運転の中断時には、原則として休憩を与える
(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)

例外 :
SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、
4時間30分まで延長可

1 労使協定により延長可 (を満たす必要あり)
284時間超は連続3か月まで。
1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送 (一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送) で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。



「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更（令和6年8月）

現状と課題

平成26年6月に過労死等防止対策推進法が成立して以降、働き方改革関連法に基づく働き方改革等の取組が進められてきた。その結果、長時間労働の雇用者割合は減少し、年次有給休暇の取得率は増加するなど一定の成果がみられ、令和6年4月からは、建設、自動車運転、医師等にも時間外労働の上限規制が適用されるなど、過労死等防止の機運も高まってきている。

一方、過労死等事案による労災請求・支給決定件数は増加傾向にあり、長時間労働対策に加え、メンタルヘルス対策やハラスメント防止対策の重要性が一層増している。

また、働き方の多様化が進む中、フリーランス等の就労実態や健康確保、ハラスメントの状況等にも目を向ける必要がある。

変更のポイント

1 大綱策定10年を振り返り、更なる取組を推進

- 令和7年には大綱策定から10年の節目を迎えるため、この間の調査研究や取組の成果を振り返り、それらも踏まえ今後の対策を更に検討し推進

2 上限規制の遵守徹底、過労死等の再発防止指導、フリーランス等対策を強化

- 令和6年4月から全面適用された時間外労働の上限規制の遵守を徹底、過労死等を繰り返し発生させた企業に改善計画を策定させるなど再発防止の指導を強化
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後の履行確保、個人事業者等の安全衛生対策・健康管理の強化、労災保険の特別加入制度の対象拡大等の取組を推進

3 業種やハラスメントに着目した調査・分析を充実

- 芸術・芸能分野を重点業種等に追加
- 過労死等事案について、事業主に義務付けられているハラスメント防止措置の状況についても収集・分析を実施

4 国以外も含めた関係者による取組を推進

- 業種別のカスタマーハラスメント対策の取組を支援
- 事業主は、管理職や上司、若年労働者に対し、労働関係法令の研修等を実施
- 労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用されているか定期的に確認

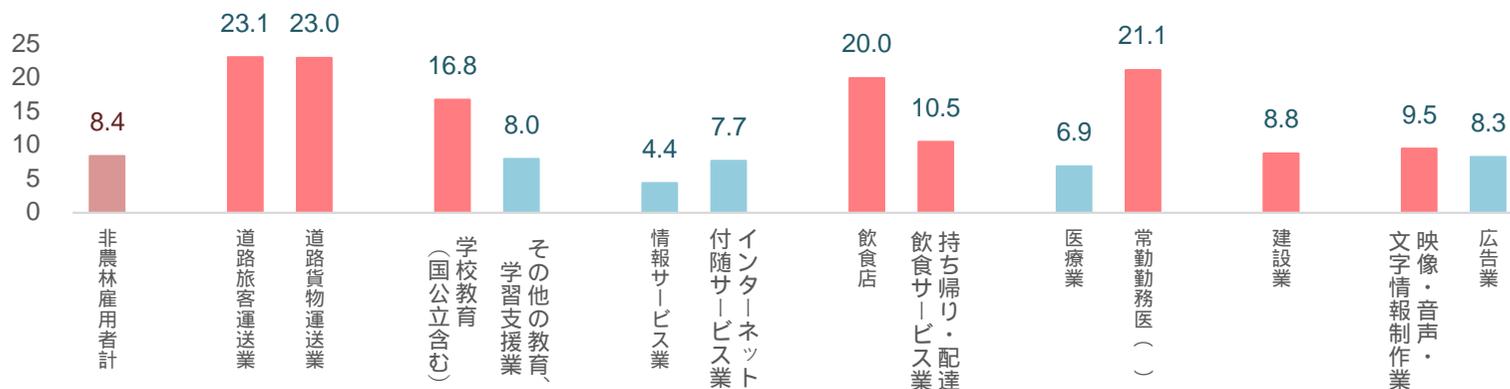
過労死等防止対策の数値目標

過労死をゼロとすることを目指し、労働時間、勤務間インターバル制度、年次有給休暇及びメンタルヘルス対策について、数値目標を設定する。

公務員についても、目標の趣旨を踏まえ、各職種の勤務実態に応じた実効ある取組を推進する。

数値目標	最新の数値
1 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を 5%以下 （令和10年まで） 特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。（ ）	8.4%（令和5年）
2 勤務間インターバル制度 （令和10年まで） 労働者数30人以上の企業のうち、 制度を知らなかった企業割合を5%未満 労働者数30人以上の企業のうち、 制度を導入している企業割合を15%以上 特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。	19.2% 6.0% （令和5年）
3 年次有給休暇の取得率を70%以上 （令和10年まで）	62.1%（令和4年）
4 メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上 （令和9年まで）	63.4%（令和4年）
5 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上 （令和9年まで）	32.3%（令和4年）
6 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満 （令和9年まで） なお、前大綱の数値目標であった「仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者割合」についても継続的に注視する。	82.2%（令和4年） 79.8%（令和4年）

（ ） 週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合（令和5年）



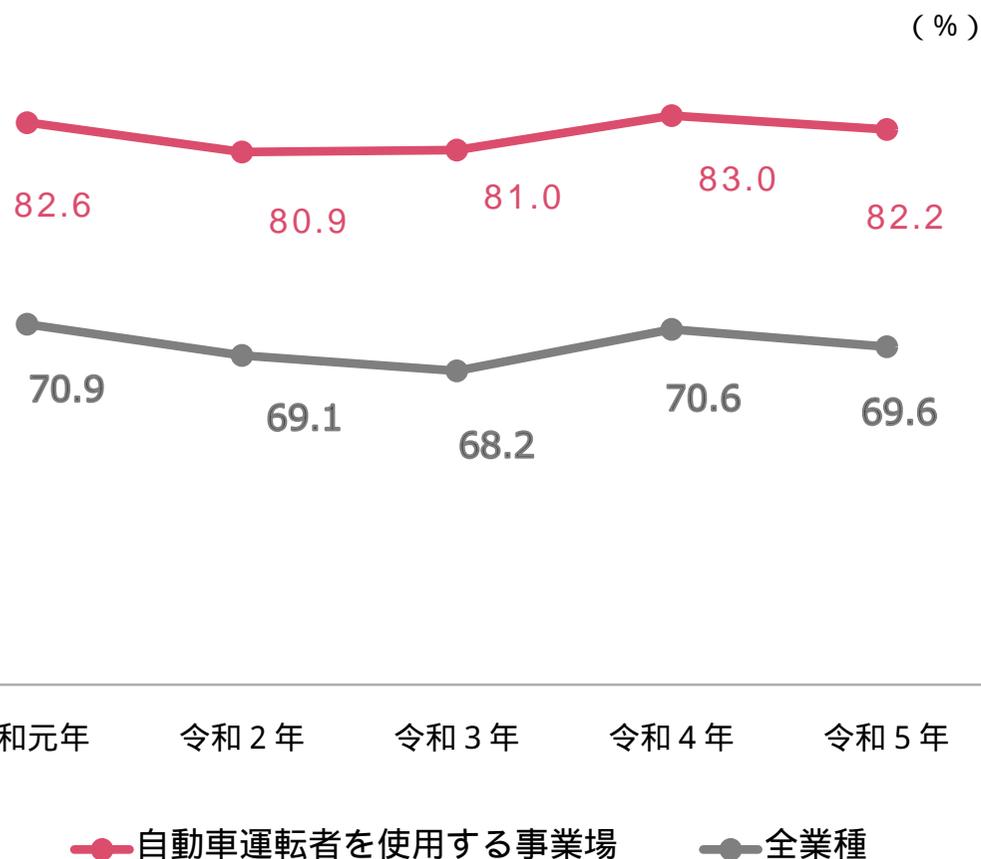
（出典）
総務省「労働力調査」をもとに作成

常勤勤務医は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学推進研究事業「医師の勤務環境把握に関する研究」の研究成果を一部改変したもの

自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率は、全業種と比べて高い状況にある。
- 令和5年に監督指導を行った3,711事業場（トラック：2,928事業場、バス：193事業場、ハイヤー・タクシー：299事業場、その他：291事業場）のうち、82.2%に当たる3,049事業場において、労働基準関係法令違反が認められ、概ね同水準で推移している。

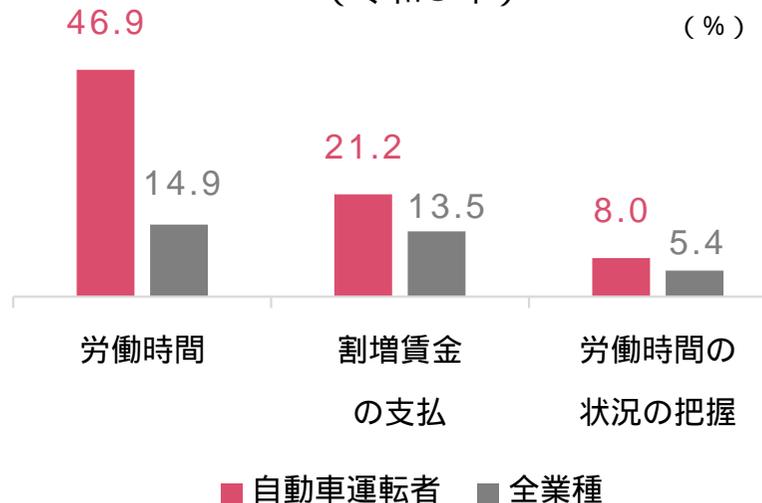
労働基準関係法令違反率の推移



労働基準関係法令違反事業場数（違反率）
（令和5年）

トラック	2,389事業場（81.6%）
バス	155事業場（80.3%）
ハイヤー、タクシー	269事業場（90.0%）

主な労働基準関係法令違反の内容
（令和5年）



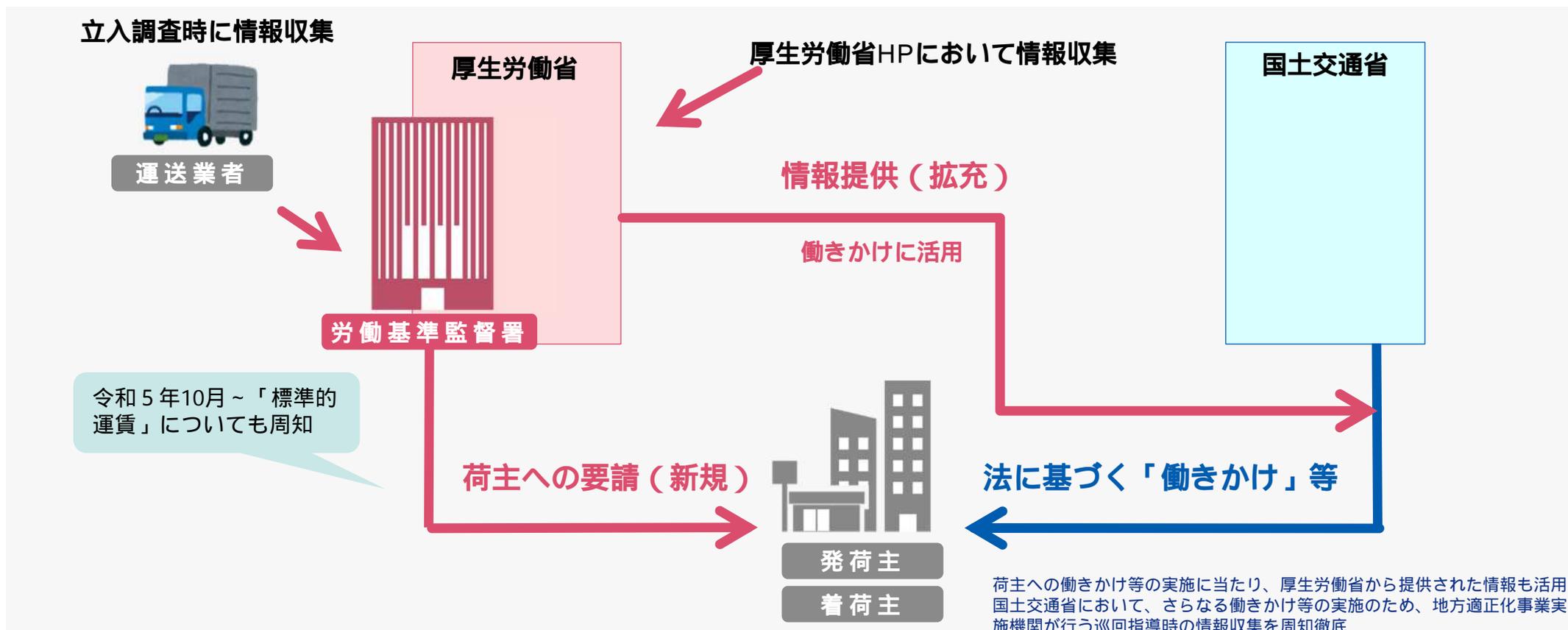
労働基準監督署による荷主への要請

労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用

	令和4年12月～令和6年12月
実施件数	18,938件

国土交通省にも情報提供



労働基準監督署による荷主への要請を受けての取組事例（改善事例）

【取組事例】倉庫業A社

- ✓（着荷主として）予約システムの導入により、輸入業者から保管依頼の注文を受ける際、荷の種類・量・到着日時等をオンラインで自社倉庫内に情報共有できることとなり、荷の受入準備を早期にすることができ、荷卸しに係る時間の削減につながった。
- ✓（発荷主として）A社からの依頼を受けた輸入業者が販売先と「荷の受け取り時間」を調整することとした結果、協力会社（トラック運送事業者）は、配送先での荷卸しに係る時間を少なくすることができた上、配車を効率的に行った。

【取組事例】食料品製造業B社

- ✓ 発送当日に行っていた箱詰め作業を、前日に前倒し実施し、工場全体の発送便の荷待ち時間を1日あたり約2時間削減。
- ✓ 小口便から大口便に切替え、トラック運送事業者の集荷回数を約2割減少。

【取組事例】製鋼業C社

- ✓ トラック運送事業者から、時間外労働の上限規制の対応のため、高速道路利用回数の増加に伴う運賃増額の申し入れに対して、当該増額分の具体的な根拠を聞いた上で運賃増額の対応検討。
- ✓ C社が扱う原料の買取り価格が高騰する時期に取引が増加する傾向から、荷物の積み卸しのためのプラットフォームを増設すべく関係部署との調整を開始。

【取組事例】化学工業D社

- ✓ 運転時間を短縮するための配送ルートの見直しや余裕ある運行とするための到着時刻の変更。
- ✓ 高速道路の利用。

労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP! 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

平均拘束時間 12時間26分

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- 予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- パレット等の活用(発着荷主共通)
- 納品リードタイムの確保(着荷主)
- 運送を考慮した出荷時刻の設定(発着荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン(2023年6月)」

運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

リーフレット「荷役作業での労働災害を防止しよう!」(路上貨物運送事業者における荷役作業の安全対策ガイドライン)のご案内

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間を定めた

令和5年10月～ 「標準的な運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発着荷主・着荷主)と物流事業者(に対し、荷待ち・荷役時間の削減等)のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取組に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法について」

お問い合わせ

令和6年9月～ 「改正物流法」についても周知

適正化指導

若手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2024.9)

働き方改革PR動画「はたらきかたススめ ver.2 (トラック編)」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



2代目イメージキャラクター
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

動画のポイント (知っていただきたいこと)

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説

標準的運賃も周知→



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトのリニューアルと周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。（「物流情報局」は、改正物流法の施行に向けて、年度内に更なるリニューアルを行う予定。）
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。

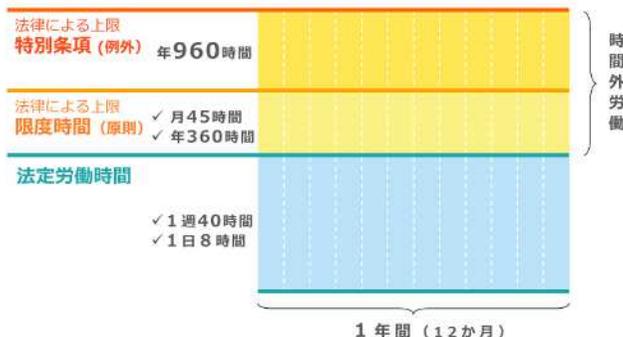


労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
 - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - 標準的運賃
 - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
 - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
 - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息時間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所外の場合におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▶
トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

バス、ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示についても、同様のテキスト・動画を作成している。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準学習テキスト

解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

労働時間等の改善のための基準学習テキスト

（解説動画）



中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課
 (内線5275)
 労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

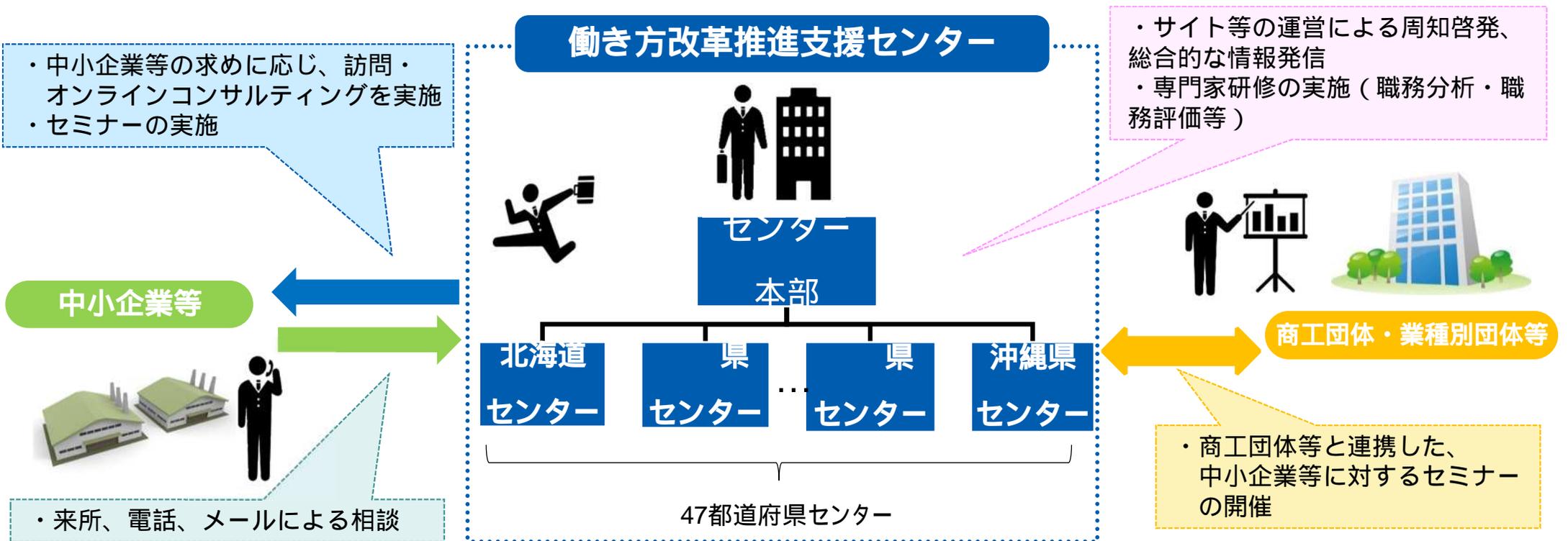
令和7年度当初予算案 30億円 (31億円) ()内は前年度当初予算額。

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
1/2	1/2		

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、本部及び47都道府県支部（都道府県センター）から成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、
 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信
 などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和5年度): 窓口等における個別相談件数 約40,000件、コンサルティングによる相談件数 約37,000件

働き方改革推進支援助成金

令和7年度当初予算案 92億円（71億円）（ ）内は前年度当初予算額

実施主体：都道府県労働局 令和5年度支給件数 4,095件 支給額 50億円

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	

1 事業の目的

生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標	助成上限額 1、2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	建設事業	36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	～ の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ・：各25万円、 ：150万円（11H以上）等、 ・：100万円（4週4休 4週8休）等
	自動車運転の業務	年休の計画的付与制度の整備	～ の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ・：各25万円、 ：170万円（11H以上）等
	医業に従事する医師	時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 新規に勤務間インターバル制度を導入 自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上	～ 又は の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ・：各25万円、 ：170万円（11H以上）等、 ・：50万円
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	所定休日の増加	～ 又は の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ・：各25万円、 ：150万円（11H以上）等、 ・：350万円
	その他長時間労働が認められる業種	医師の働き方改革の推進 勤務割表の整備	～ の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ・：各25万円、 ：150万円（11H以上）等
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	～ の何れかを1つ以上 ：150万円（月80H超 月60H以下）等、 ・：各25万円	
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）	年休の計画的付与制度の整備 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	～ の何れかを1つ以上 ：150万円（月80H超 月60H以下）等、 ・：各25万円	
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円	
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）	

助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）： 就業規則の作成・変更、 労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、 外部専門家によるコンサルティング、 労務管理用機器等の導入・更新、 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、 人材確保に向けた取組
（団体推進コースは、市場調査、新ビジネスモデルの開発、実験、好事例の周知、普及啓発、セミナーの開催、巡回指導、相談窓口の設置等）

- 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。
- 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

道路貨物運送業・道路旅客運送業に関する 働き方改革推進支援助成金の活用事例（R3～R5）

助成対象：デジタコ

（道路貨物運送業）

チャート紙から運行状況を読み取って運行記録を作成・集計を行っていたが、事業規模の拡大に伴いそれが難しくなってきたことから、デジタコ（デジタル式運行記録計）を導入して自動化を図ることにしたものの。

ドライバーの運転日報作成の時間については、1か月あたり5時間程度削減。
労務管理担当者の集計時間については、1月あたり10時間程度削減。

助成対象：洗車機

（道路貨物運送業）

2日に1回の頻度で洗車をしているところ、洗車はドライバーが手作業で行っており時間を要していたことから、洗車機を導入して作業の機械化を図ることにしたものの。

1回あたりの作業時間を40分削減（1か月では、ドライバー1人につき7時間削減）。

助成対象：フォークリフト

（道路貨物運送業）

建築資材を運搬するに当たって拠点内の倉庫で資材を保管することがあるが、資材の入出庫等をフォークリフト1台で行っており時間を要していたことから、作業効率を向上させるためフォークリフトの台数を増やすことにしたものの。

作業量が多い場合にはフォークリフト2台で作業できるようになったことで、入出庫1回当たりの作業時間を15%削減。

助成対象：勤怠管理システム

（道路旅客運送業（ハイヤー、タクシー））

時間外労働をリアルタイムで把握し、時間外労働の時間数を踏まえた配車ができるよう、勤怠管理システムを改修して時間外・休日労働を自動的に集計できる機能を追加することにしたものの。

時間外労働の多かったドライバーについては、1か月あたりの時間外労働を20～30時間削減。